

令和2年4月1日より農機具共済の支払共済金免責規定が適用されます。

①共済金をお支払いできない損害（次に掲げる消耗部品のみが生じた損害）

オイル、グリス、バッテリー・バッテリー液、ラジエター、ウォーターポンプ、電球、フィルター・エレメント、ヒューズ・点火プラグ、ブレーキ(シュー、ドラム、ディスク、パッド類)、ベルト類、タイヤ・チューブ、クローラ、クラッチ板等、ベアリング、ピン類、ワイヤー類、ネジ、ボルトナット類、パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエターホース、油圧ホース等)、その他メーカーで消耗品として指定されているもののうち記載以外の部品

注1 タイヤ、クローラの損害については、横切れで半分以上断裂した場合は支払いの対象とする。

注2 上記に掲載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品については損害評価委員が判断して決定する。

② 次に掲げる部位または部品に損害が発生した場合、部位または部品ごとに定める削減割合により損害の額を削減します。

消耗部品に準じる部品	削減割合
刈刃	50%
耕うん爪	50%
稼働中に接触または衝突に伴うタイヤ・クローラ（自然消耗、磨耗、等は除く）	50%
ユニバーサルジョイント（PT0シャフト）	50%

③ 次に掲げる点検整備不良、不適切な管理及び操作、過失等に起因する事故による損害が発生した場合、その過失度合いに応じた削減割合により損害の額を削減します。

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合	削減割合
点検・整備時に発覚した損害	100%
オイルの入れ忘れによる損害	100%
燃料の入れ間違いによる損害	100%
モーターの加熱・焼付け、ファンベルト切れによる損害	100%
整備・点検の不備による損害	100%
損害部品の腐食、さびの程度の著しいもの	100%
故意または重大な過失（法令違反等）	100%

④ 次に掲げる事故及び事故形態により損害が発生した場合、事故及び事故形態ごとに掲げる削減割合により損害の額を削減します。

事故形態により損害を防止又は軽減することができたと認められる場合	削減割合
衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他稼働中の事故	20%
異物が絡んでもすぐに作業を停止しなかったときに生じた共済事故（作業機も同様）	50%
農作業中に生じた獣害（繫留牛）による共済事故	50%
昼夜、保管場所を問わず、鍵をつけたまま、あるいは車内に放置し盗難にあったとき	100%
適切な損害防止をした上で、格納場所以外で盗難にあったとき	40%

⑤ 同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減することができたと認められる場合、次に掲げる削減割合により損害の額を削減します。

事故回数	削減割合
2回目	30%
3回目	60%

※②から⑤において2以上の免責が混在する場合は、免責割合が最も高いものを適用します。